

小山工業高等専門学校企画室規則

制 定 平成 14 年 3 月 13 日

最終改正 平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第 11 条の規定に基づき、本校の運営を円滑に進めるとともに、教育研究を積極的に推進するために企画室を設置する。

(組織)

第 2 条 企画室は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 本校の教員数名

二 本校の職員数名

三 その他校長が必要と認める者

2 企画室に室長を置き、本校の教員をもって充てる。

3 室長及び室員の選出並びに委嘱は、校長が行う。

4 室長及び室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は校長の在任期間とする。

(企画室長)

第 3 条 企画室の室長は副校長(総務主事)をもって充てる。

2 企画室長は室員を招集し、その議長となる。

3 企画室長に事故あるときは、企画室長の指名した室員がその職務を代行する。

(所掌事項)

第 4 条 企画室は、次に掲げる事項を行う。

一 学校の運営の改善に関し調査し、企画し、及び立案すること。

二 学校の将来計画等についてとりまとめること。

三 中期計画に係る概算要求事項に関すること。

四 その他、校長が付託した事項に関すること。

第 5 条 企画室に関する事務は、総務課において処理する。

第 6 条 この規則に定めるもののほか、企画室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。